

Title	「預金者の認定」再考のための覚書：効果当事者をめぐる意思表示解釈の観点から
Sub Title	Rethinking "the theory of determination of contracting parties to the deposit"
Author	高, 秀成(Kou, Hidenari)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2025
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.54 (2025. 2) ,p.[63]- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	片山直也教授・鹿野菜穂子教授・本郷亮教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20250225-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「預金者の認定」再考のための覚書

——効果当事者をめぐる意思表示解釈の観点から——

高 秀 成

1. はじめに
2. 客観説と2つの最高裁判決
3. 契約当事者の確定をめぐる一般法理とは
4. 不動産売買と保険契約における当事者の確定
5. 「預金者の認定」と効果当事者をめぐる意思表示の解釈
6. おわりに

1. はじめに

いわゆる「預金者の認定」問題ないし預金債権の帰属者の確定問題については、客観説と主観説の対立があった。かねてからこの客観説に対しては、一般的な契約法理に適合的でないという観点から批判が向けられてきた。そのようななか、平成15年に現れた預金債権の帰属者の確定に関する2つの最高裁判決（最判平15・2・21民集57巻2号95頁および最判平15・6・12民集57巻6号563頁）を機に、判例理論は客観説を実質的に放棄し、一般的な契約法理に回帰したとの分析がなされるに至った。他方で、これら最高裁判決の分析から、判例理論はなお、その枠組みを精緻化しつつ、客観説を維持しているとの分析も有力である¹⁾。事実、2つの平成15年の最高裁判決以降、なお客観説に依拠しているとみられる裁判例が散見される状況にある²⁾。

1) 片山直也「判批：最判平15・6・12民集57巻6号563頁」金法1716号11頁以下。

2) 片山直也「判批：東京高判令元・9・18金判1582頁」現代民事判例研究会編『民事判例21・2020年前期』（日本評論社、2020）87頁以下を参照。

客観説に対する批判理論が依拠する「一般的な契約法理」とは何か。私的自治のもと、原則として表意者が契約当事者となり、例外的に他の者が効果帰属主体となるには代理法理などに依拠するほかないことは、かねてから指摘されてきた。しかし、法律行為論において「契約当事者の確定」の問題がいかなる理論的位置を占めるのかについての研究³⁾は、近年に至るまで、それほど蓄積があったとは言えない。そこで、本稿はまず、預金者の認定について、近年に現れた「契約当事者の確定」をめぐる理論的分析と、「売買契約当事者の確定」および「保険契約者の認定」問題をめぐる議論を踏まえて、客観説がどのように位置づけられるのかを再度、検証することとしたい。そのうえで、客観説の位相の変遷を踏まえつつ、2つの最高裁判例やそれ以降の裁判例が示す各考慮要素の法的意義や相互関係について、若干の考察を加えることとしたい。

2. 客観説と2つの最高裁判決

(1) 客観説と平成15年以前の判例

預金について、金銭の出捐者と預入行為者ないし預金名義人が異なる場合、誰が預金者であるかをめぐり、いわゆる「預金者の認定」に関する学説対立については、かつて次のような説明がなされていた。まず、預入行為者が出捐者の金員を横領して自己の預金とするなどの特段の事情がない限り、自らの出捐により、自己の預金とする意思で、自ら又は使者、代理人を通じて預金契約をした者をもって預金者とする「客観説」。次に、預入行為者が他人の預金であることを表示しないか、または銀行が実質上の権利者を知らない限り、預入行為者をもって預金者とする「主観説」。そして、原則として客観説によるが、預入行為者が自己を預金者であると明示又は黙示に表示した場合には、預入行為者をもって預金者とする「折衷説」である⁴⁾。

3) この問題に関する先駆的研究として、鹿野菜穂子「契約当事者の確定（1）：他人名義の不動産売買を中心に」立命館法学238号（1995）1頁以下、同「契約当事者の確定」私法58号（1996）163頁以下。

最高裁⁵⁾は、当初、第三者が預入行為を代行して無記名定期預金が開設された事案に関し、出捐者を預金者であると認定した原審⁶⁾を是認した最二小判昭和32・12・19民集11巻13号2278頁（以下、「昭和32年最判」という）を皮切りに、出捐者を預金者とする事例判断を重ね、最三小判昭和48・3・27民集27巻2号376頁（以下、「昭和48年最判」という）に至って、無記名定期預金の預金者について次のような一般論を述べるに至った。すなわち、「無記名定期預金契約において、当該預金の出捐者が、自ら預入行為をした場合はもとより、他の者に金銭を交付し無記名定期預金をするを依頼し、この者が預入行為をした場合であっても、預入行為者が右金銭を横領し自己の預金とする意図で無記名定期預金をしたなどの特段の事情の認められないかぎり、出捐者をもつて無記名定期預金の預金者と解すべきであることは、当裁判所の確定した判例であり……（*筆者注：昭和32年最判、最三小判昭和35・3・8裁判集民40号177頁）……、いまこれを変更する要はない。けだし、無記名定期預金契約が締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情のないかぎり、出捐者を預金者と認めるのが相当であり、銀行が、無記名定期預金債権に担保の設定をうけ、または、右債権を受働債権として相殺をする予定のもとに、新たに貸付をする場合においては、預金者を定め、

4) 学説分布については、福井章代「預金債権の帰属について」判タ1213号（2006）26頁注2、升田純「預金帰属の主観説、客観説、折衷説」金法1686号（2003）32頁以下などを参照。なお、「預金者の認定」ないし「預金債権の帰属」に関する議論の詳細は本稿に挙げた文献の脚注に引用された文献などを参照されたい。また、高秀成「預金債権の帰属問題における救済法理としての客観説の一素描」慶應法学6号（2006）228頁以下も参照。

5) 預金者の認定をめぐる判例の流れについて、福井・前掲注4）27頁以下のほか、加毛明「判批：最判平成15・2・21民集57巻2号95頁」法協121巻11号（2005）220頁以下。

本稿の示す判例理解は、加毛・同223頁以下において既に明確に提示されていたものである。なお、「預金者の認定」という表現と「預金債権の帰属」という表現の違いについては、加毛・同219頁以下および森田・後掲注12）84頁を参照。

6) 昭和32年最判の原審である東京高判昭和29・5・1民集11巻13号2291頁については後に詳述する。

その者に対し貸付をし、これによって生じた貸金債権を自働債権として無記名定期預金債務と相殺がされるに至ったとき等は、実質的には、無記名定期預金の期限前払戻と同視することができるから、銀行は、銀行が預金者と定めた者（以下、表見預金者という）が真実の預金者と異なるとしても、銀行として尽くすべき相当な注意を用いた以上、民法 478 条の類推適用、あるいは、無記名定期預金契約上存する免責規定によって、表見預金者に対する貸金債権と無記名定期預金債務との相殺等をもつて真実の預金者に対抗しうるものと解するのが相当であり、かく解することによって、真実の預金者と銀行との利害の調整がはかられうるからである」。

昭和 48 年最判をもって客観説が確立されるに至ったものであるが、記名式定期預金についても出捐者を預金者とした原審を是認した最判昭和 52・8・9 民集 31 巻 4 号 742 頁（昭和 52 年最判）が現れ、最判昭和 57・3・30 金法 992 号 38 頁（以下、「昭和 57 年最判」という。なお、同様の判断を行った同日の判決については金法 992 号 40 頁）においては、ついに「無記名定期預金契約において、当該預金の出捐者が、他の者に金銭を交付し無記名定期預金をするを依頼し、この者が預入行為をした場合、預入行為者が右金銭を横領し自己の預金とする意思で無記名定期預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、出捐者をもつて無記名定期預金の預金者と解すべきであることは、当裁判所の確定した判例……（*筆者注：昭和 32 年最判、昭和 48 年最判）……であるところ、この理は、記名式定期預金においても異なるものではない……（*筆者注：最判昭 53・5・1 裁集民 124 号 1 頁を引用）……から、預入行為者が出捐者から交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で記名式定期預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、出捐者をもつて記名式定期預金の預金者と解するのが相当である」という一般論が述べられるに至った。昭和 57 年最判においては、十分な理由付けのないまま記名式定期預金においても客観説が採用されたが、次の昭和 52 年最判の調査官解説によって、客観説の性格が決定づけられるようになった。同解説は、無記名定期預金と記名式定期預金の違いを踏まえつつも、「預金は定型的に大量に行われる窓口取引であり、銀行は、預

金名義人が実在するか架空のものにすぎないか、預入行為者の申し出た名義で預金を受け入れ、払戻しに際しても、預金証書と届出印を調査して間違いがなければ払戻しに依拠しているのが通常の扱いであり、「預金者の個性」が問題にならないことから、記名式定期預金にも客観説が適用されるというのである⁷⁾。

以上の客観説については、預金契約の相手方に関する認識を考慮せず、利益衡量のもと出捐者を保護する法理として理解されるのが通例であったといえる⁸⁾。これに対し、各判例の事案および判旨を仔細に分析したうえで、現在では、次のような評価がなされていることが注目される。すなわち、無記名定期預金についての客観説（昭和 48 年最判）は、一方当事者の契約相手に対する認識が問題とならない預金であることを前提に、「預入をする側」の内部的法律関係（代理関係の有無、契約当事者となる意思のあった者）に着目して「預金者の認定」を行っていると考えうるのである⁹⁾。そして、記名式定期預金も、定型的に大量に行われる窓口取引であり、契約締結時点において当事者たる預金者の個性が問題とならないため、金融機関の認識を考慮することが要請されず、客観説の射程が及ぶと、最高裁（昭和 52 年最判や昭和 57 年最判など）によって解されたという¹⁰⁾。この指摘は、ともすれば客観説を、理論構成を欠いた、利益衡量の結果と評する傾向に反して、判例が採用する「客観説」はあくまで「預金契約の当事者」の問題を対象としたものであり、その適用にあたり預金者—出捐者間の内部的法律関係が重要であることを明らかにした点で大きな意義がある。

7) 平田浩「判例解説」『最高裁判所判例解説民事篇（昭和 52 年度）』（法曹会、1981）252-253 頁。また、前田庸「預金者の認定と銀行の免責」鈴木竹雄編『新銀行実務講座 第 14 巻 銀行取引の法律問題』（有斐閣、1967）82 頁など。

8) このような支配的学説による客観説の把握につき、加毛・前掲注 5) 240 頁注 12 および 13 を参照。

9) 加毛・前掲注 5) 222 頁。

10) 加毛・前掲注 5) 225 頁。

（2）2つの平成15年最判

平成年間に入った後も、総合口座などの事例を通じて「預金者の認定」問題が着目されることがあり、それでも維持されていた客観説は、（判例法理としての実相はともかくとして）契約理論をないがしろにし、利益衡量により出捐者を保護する側面には大きな批判が浴びせられるに至っていた。また、いわゆる「預金者の認定」とはやや局面の異なる誤振込の問題（最判平8・4・26民集50巻5号1267頁）の分析を通じて、普通預金ないし流動性預金についての問題意識が醸成されつつあった。そのようななか現れた2つの最高裁判決は、客観説に根本的な省察を迫る契機となった。

最判平15・2・21民集57巻2号95頁（以下、「平成15年2月最判」という）は、次のような判示のもと、損害保険会社X損害保険代理店Aが、保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で金融機関に開設した『X（株）代理店A（株）B』名義の普通預金口座に係る預金債権が損害保険代理店Bに帰属すると判断したものである。

「金融機関であるYとの間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのは、Aである（a）。また、本件預金口座の名義である『X（株）代理店A（株）B』が預金者としてAではなくXを表示しているものとは認められないし、XがAにYとの間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上全くうかがわれない（b）。

そして、本件預金口座の通帳及び届出印は、Aが保管しており、本件預金口座への入金及び本件預金口座からの払戻し事務を行っていたのは、Aのみであるから、本件預金口座の管理者は、名実ともにAであるというべきである（c）。

さらに、受任者が委任契約によって委任者から代理権を授与されている場合、受任者が受け取った物の所有権は当然に委任者に移転するが、金銭については、占有と所有とが結合しているため、金銭の所有権は常に金銭の受領者（占有者）である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うことになるにすぎない。そうすると、Xの代理人であるAが保険契約者

から収受した保険料の所有権はいったん A に帰属し、A は、同額の金銭を X に送金する義務を負担することになるのであって、X は、A が Y から払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るというべきである。したがって、本件預金の原資は、A が所有していた金銭にほかならない (㉔)。……以上によれば、本件預金債権は X に帰属するとは認められないというべきである。」(㉑～㉔の付番は筆者による)

そして、最判平 15・6・12 民集 57 卷 6 号 563 頁（以下、「平成 15 年 6 月最判」）は、債務整理を受託した弁護士が自己名義の普通預金口座を開設し、委託者から預かった金銭を入金した事案について、次のような判示のもと、当該口座に係る預金債権が弁護士に帰属すると判断したものである。

「X₁ は、X₂ から、適法な弁護士業務の一環として債務整理事務の委任を受け、同事務の遂行のために、その費用として 500 万円を受領し、X₁ 名義 (㉑) の本件口座を開設して (㉒)、これを入金し、以後、本件差押えまで、本件口座の預金通帳及び届出印を管理して、預金の出し入れを行っていたというのである (㉓)。このように債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法上は同法 649 条の規定する前払費用に当たるものと解される。そして、前払費用は、交付の時に、委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなると解すべきである (㉔)。受任者は、これと同時に、委任者に対し、受領した前払費用と同額の金銭の返還義務を負うことになるが、その後、これを委任事務の処理の費用に充てることにより同義務を免れ、委任終了時に、精算した残金を委任者に返還すべき義務を負うことになるものである。そうすると、本件においては、上記 500 万円は、X₁ が X₂ から交付を受けた時点において、X₁ に帰属するものとなったのであり、本件口座は、X₁ が、このようにして取得した財産を委任の趣旨に従って自己の他の財産と区別して管理する方途として、開設したものというべきである。これらによれば、本件口座は、X₁ が自己に

帰属する財産をもって自己の名義で開設し、その後も自ら管理していたものであるから、銀行との間で本件口座に係る預金契約を締結したのは、 X_1 であり、本件口座に係る預金債権は、その後に入金されたものを含めて、 X_1 の銀行に対する債権であると認めるのが相当である。したがって、 X_2 の滞納税の徴収のためには、 X_2 の X_1 に対する債権を差し押さえることはできても、 X_1 の銀行に対する本件預金債権を差し押さえることはできないものというほかはない。」（③～④の付番は筆者による）

以上の2つの最高裁判決が判断の前提として示した考慮要素は、それぞれ③口座開設者、④口座名義、⑤口座の管理、⑥金銭の帰属に関する要素と整理することができる。これら最高裁判決につき、客観説を維持しつつ、預金債権の帰属にあたっての考慮要素をより詳細に示したとする分析が存する¹¹⁾。他方、預入れごとにそれを組み込んだ新たな一個の預金債権が成立する普通預金には客観説が適合せず、普通預金については一般的な契約当事者の確定ルールが採用されることが示されたという理解もある¹²⁾。さらには、これら最高裁判決においては、客観説にとっては異質な要素（③④）が示されており、同判決は事実上の判例変更をもって、定期預金も含めて一般的な契約当事者の確定ルールに回帰したとの分析もなされている。この分析は、口座の管理（⑤）を代理の主要事実に関する間接事実と位置づけ、金銭の帰属（⑥）は付加的な理由付けに過ぎないと解している¹³⁾。

3. 契約当事者の確定をめぐる一般法理とは

これまで見たように「預金者の認定」をめぐり、客観説に対しては一般的な契約法理からの乖離の指摘とともに、批判が加えられてきた。また、2つの平

11) 片山・前掲注2) 14頁。

12) 森田宏樹「判批：最判平成15・2・21」ジュリ1269号（2004）84頁。

13) 内田貴＝佐藤政達「預金者の認定に関する近時の最高裁判決について（上）・（下）」NBL808号（2005）20頁、809号（2005）30頁。

成 15 年の最高裁判決については、一般的な契約法理への回帰という評価がなされることもあった。それでは、これらを通じて言及される「一般的な契約法理」とは何か。論者によっては、必ずしもその意味するところが明瞭でない場合もあるが、概ね共通する枠組みとして、実際に契約締結行為を行った主体が、原則として契約当事者ないし効果帰属主体となりえ、例外的に他の者が効果帰属主体となるには、代理や第三者のためにする契約などが援用される必要がある、というものを指摘することができる。しかし、「契約法理」のなかで「契約当事者の確定」という問題はいかなる理論的位相において捉えられるのか、それほど自覚的に議論されて来なかった側面がある。このことは、不動産売買において名義人と代金の出捐者が異なる事例の検討において、「94 条 2 項の類推適用の是非が中心的問題として論じられており、契約当事者が誰かという問題は、いわば所与の前提として陰に隠れてしまっている」¹⁴⁾ という言明にも端的に表れている。「契約当事者の確定」に正面から取り組む研究は、夙にこの問題が契約当事者の表示に関する契約解釈の一場面であることを指摘していた¹⁵⁾。他方で、契約当事者（より正確には効果帰属主体）¹⁶⁾ となることの意味および表示を問題にすることは、代理人の顕名をどのように位置づけるのかと裏表の問題であり、代理の検討を通じて常に「契約当事者の確定」は潜在的な問題として提起されてきたともいえる。

預金者の認定問題をひとまず措くと、「契約当事者の確定」問題が顕著に観察されるのは次のようなケースにおいてである。すなわち、A・B が契約締結のために意思表示をしたところ、A は、B との間で契約を締結しようと考えていたが、B は人違いをしており、A ではなく C とのあいだで契約を締結しようと考えていた、というケースである¹⁷⁾。このケースにおいて、A および B

14) 鹿野・前掲注 3) 立命館法学 238 号 3 頁。また、磯村保「契約当事者の確定をめぐる」Law and practice 7 号 (2013) 91 頁以下。

15) 鹿野・前掲注 3) 私法 58 号 164 頁以下。

16) 行為当事者は、だれが意思表示をしたかによって決まる。これに対して、効果当事者は別途、考える必要がある。代理は、行為当事者と効果当事者が異なる場合の一場面である。この点につき、山城一真『契約法を考える』（日本評論社、2024）168 頁。

の間で契約解釈のもと契約が成立するか否か、それぞれにおいて「契約当事者」についていかなる表示がなされ、それはいかなる内容で解釈されうるのか。この点を明らかにすることをもって、「契約当事者の確定」を契約法理のなかで位置づけることができる。この問題は、本人が行為主体となる場合と代理形式の場合と、統一的に把握されることは少なく、後者について専ら「顕名」の有無というかたちで論じられることが多かった。

これまで、契約解釈論においては、多くの場合、契約当事者を所与のものとして、その義務内容の確定に多くの関心が割かれてきた一方、そもそも「契約当事者」についての意思表示なるものが明確に意識されることは少なかった。しかし、近年では、代理の理論的研究も踏まえて、次の点が指摘されている。法律関係¹⁸⁾は主体を不可欠の構成要素とし、契約においては、それにより発生する法律関係（法律効果〔権利義務関係〕）がだれについて発生するか（＝効果当事者）が示されなければならない。そして契約を締結するか否かの自由（民521条1項）のもと、法律関係が自らについて発生するか、（一定の要件のもと）他人に効果転帰するかは自ら決定されなければならない¹⁹⁾。そして、契約締結の際に効果当事者を明らかにすることは、一種の意思表示、もしくは意思表示の構成要素にほかならず、一定の契約解釈のもと、効果当事者について意思表示の合致が認められない場合には、契約の成立は否定されることとなる²⁰⁾。また、代理における顕名もまた、効果当事者の指定するものであり、代理行為と一体をなす意思表示（＝効果転帰意思の表示）であると見るべきである²¹⁾。この観点からすると、いわば「契約当事者の確定」とは、効果当事

17) 山城・前掲注16) 169頁。

18) 法律関係とは、主体間に存する法的に規律される関係であり、そこには少なくとも一つの権利が含まれる（山城・前掲注16) 20頁）。

19) 佐久間毅「本人であると称することによる代理と表見代理」鎌田薫＝安永正昭＝能見善久編『債権法改正と民法学Ⅰ 総論・総則』（商事法務、2018）472頁。また、佐々木典子「顕名の意義—民法100条但書について—」同志社法学 65巻2号（2013）129頁以下。

20) 以上につき、山城・前掲注16) 170頁。

21) 山城・前掲注16) 171頁。

者の指定に関する意思表示の解釈の問題とというる。

ここで、以下に続く検討の前提として、契約解釈準則に関する議論を一瞥しておくこととしよう。効果当事者の指定に関する意思表示は、契約がまだ存在しない契約締結段階における「意思表示の解釈」の問題に位置づけられる。第1に、当事者の内心的効果意思が合致する場合において、それに従った意味で契約を解釈するという本来的解釈がある。第2に、何らかの規範的評価にもとづいて契約を解釈するという規範的解釈がある。ここでの規範的評価において、表示の客観的意味を基準とする客観的解釈説と、各当事者の表示への意味付与を比較し、正当性が大きい意味を基準とする付与意味基準説とが説かれる。そして、第3に、以上のいずれの解釈によっても契約の意味を確定することができない場合において、当事者の仮定的意思に基づいて契約を解釈するという補充的解釈がある²²⁾。ここで解釈の前提となる意思表示を構成する、外形的な表白行為そのものは、ひとまず事実的要件といえる。これに対し、(黙示の意思表示などにおいては顕著であるところ)それがそもそも意思表示といえるか、そこにどのような表示上の効果意思を見て取り、それが相手方の意思表示と合致しているか、といった判断そのものは法的評価に属する。そして、一定内容による意思表示の合致と、それによる契約(法律行為)の成立を主張する者は、表白行為の事実と、当該事実について、そのような合致をもたらす解釈を成り立たせるコンテキストとなる諸事実を主張立証することが求められる。このように見ると、ある表白行為が一定内容の意思表示と解釈されるという事実そのものは評価根拠事実(規範的要件)であり、上述のコンテキストを構成する諸事実が主要事実位置づけられる。なお、規範的解釈においては、表示の通常の(客観的)意味のみならず、当事者の属する地域や共同体で異なる意味が通有していたことや、別の意味に解すべき当事者間の以前の関係や契約時の状況などが考慮されることがありうる。なかでも、付与意味比較説に即して言えば、総じて、取引慣行や取引当時の事情その他の意思表示時点での当事者間の事情

22) 以上につき、山城一真「契約の解釈における表示の意義」法教 513 号 (2023) 11 頁。

を考慮して、それぞれの当事者の意味付与のいずれが合理的であったかが決せられうる²³⁾。判例が契約解釈についてどのような立場をとるか、必ずしも明瞭ではないが、表示の客観的意味に対し、当事者の共通した意思を優先すること（＝本来的解釈）に疑いはない（最判昭 30・10・4 民集 9 卷 11 号 1521 頁）。

ここで、再び「契約当事者の確定」の問題に戻ると、行為当事者自身が効果当事者となる場合には、ほとんどの場合、黙示に効果当事者の意思表示がなされており、そのように解釈されるべきであろう。しかし、民法 100 条ただし書の適用を俟たず、規範的解釈のもと、黙示に別主体（＝本人）への効果転帰意思表示が表示されていた（＝顕名）と解釈される余地もあろう。また、代理行為のなかで本人の名義が示されていても、それが規範的解釈のもと「顕名」とは解釈されない、というケースもありうることは否定できない。この場合、実際に効果転帰が生じるには、行為主体に代理意思があり、本人—代理人間に代理権授与があったことが必要となる。また、使者を通じた意思表示においても、効果当事者が黙示に示されているケースを考える。この場合、使者によって効果当事者が示されるとともに、本人が当該意思表示によって自らに効果帰属を受容する意思が（少なくとも使者への意思伝達の委託の時点において）存していなければならない。これに対し、代理人の顕名が黙示になされることもあれば、顕名がないものの、民法 100 条ただし書によって、相手方の過失のもと本人との間に法律関係が生ぜしめられることがありうる²⁴⁾。

以上が「契約当事者の確定」が契約解釈の問題であるということの概要である。この点を踏まえると、契約法理に従うということは、必ずしも預金行為者と預金名義人（のいずれか、または一方）をもって預金者を確定することに尽き

23) 佐久間毅『民法の基礎 1 総則〔第 5 版〕』（有斐閣、2020）73 頁。

24) そもそも民法 100 条ただし書それ自体が、顕名に関する意思表示解釈準則を示しているという理解も存する。この点につき、商法 504 条の問題を含め、磯村・前掲注 14) 100 頁以下および 106 頁以下を参照。また、佐々木・前掲注 19) 185 頁以下も参照。これに対し、民法 100 条ただし書を意思表示解釈原則の例外を見るか否かにつき、平野裕之「代理における顕名主義について—民法 100 条と商法 504 条の横断的考察—」法律論叢 75 卷 2・3 号（2002）11 頁以下も参照。

るものではない。個別の預金契約のケースにおいて、効果当事者についての意思表示に該当する事実は何であり、当該表示はいかなる内容として解釈され、いかなる内容で合致したといえるのかが、問題とされうる²⁵⁾。

4. 不動産売買と保険契約における当事者の確定

(1) 不動産売買における当事者の確定

契約当事者の確定は、預金者の認定のほかに、最判昭 29・8・10 民集 8 巻 8 号 1505 頁や最判昭 37・9・14 民集 16 巻 9 号 1935 頁などにおいて、古くから民法 94 条 2 項（類推）適用の前提として、不動産売買においても問題となっている²⁶⁾。しかし、これら判例においては、顕名の存在や、相手方が代理人として契約をしているかを知り得べきであったか否か（民法 100 条ただし書）について十分に言及がないまま、売主の認識を問題とすることなく買主側の内部事情から行為主体とは別の者を買受人と確定していることには疑問が呈されていた²⁷⁾。これら事案においては、民法 94 条 2 項（類推ないし法意）適用の前提として、むしろ不動産の所有権の帰属が問題となっているところ、不動産の所有権自体は、直接代理による効果帰属先の確定とは別に、（問屋法理に見られるような）内部関係に基づいた間接代理の論理に基づく所有権の帰属を認める余地があり、実体は効果当事者の確定以外の論理も考慮した判断がなされている可能性にも留意する必要がある²⁸⁾。

他方で、民事訴訟における事実認定についての研究成果（平成 17 年度司法研究報告）のなかでは、判例・裁判例の分析から、売買の当事者の認定に際し考慮すべき事実が抽出されている²⁹⁾。①まず売買契約書、代金の領収書、登記

25) 後で述べるが、平成 15 年 2 月最判は、ほかでもなく「X（株）代理店 A（株）B」という預金名義を用いた事実を、預金契約締結時における「顕名」（X を効果当事者と指定する意思表示）とは解釈しなかったわけである。

26) この問題に関する判例および裁判例の詳細については、鹿野・前掲注 3）立命館法学 238 号 5 頁以下。

27) 鹿野・前掲注 3）立命館法学 238 号 9 頁。

申請書等の関係書類において、当事者又は作成者・宛名が誰になっているかの検討が必要とされる。とりわけ、売買契約書は処分証書に該当し、真正な成立が認められれば、特段の事情のない限り、その内容に見合った契約の成立が認められとする³⁰⁾。②これら関係書類の売主・買主が単に形式上の売渡・買受名義人に過ぎない場合もあり、この場合には、誰が売買手続に積極的に関与したのかが重要な意味を持つとされる。当事者になることを意図せず、単に名義を貸しただけであれば、それ以上に積極的に売買手続にかかわることはないからである。この場合、関係書類上の売主・買主が単に形式上の名義人にすぎず、実質的な売主・買主は別人であると争われた場合、なぜその者が売渡・買受名義人となったかを併せて検討する必要があると説く³¹⁾。③誰が現実に売買代金を支出し、また実際に売買目的物を維持管理していたかの検討も重要とされる。買主が会社か、その代表者個人かが争われた事案においては、売買代金が会社から支出された可能性があること、その後実際に会社が従業員の修行道場

28) この点の詳細については、高秀成「間屋法理の一般性と特異性」清水真希子＝高橋美加『商法総則・商行為法の現在—その現代化に向けて』（有斐閣、2024）166頁以下。鹿野・前掲注3）立命館法学238号17頁以下は、大阪高判例昭42・1・23判時490号56頁などにおいて、間接代理関係に基づく受託者の委託者に対する所有権移転義務の効果として、契約の成立により受託者が所有権を取得すると同時に委託者に移転したものの分析しうると指摘する。

29) 司法研修所編『民事訴訟における事実認定』（法曹会、2007）267頁以下。

30) 司法研修所編・前掲注29）267頁は、売買契約書上の買主名義や領収書の宛名を買主認定の重要な事実と捉えているとされる裁判例として、最判昭40・2・5集民77号305頁、東京地判昭50・2・18判時796号67頁、東京高判平4・3・25判タ805号203頁を挙げる。

31) 司法研修所編・前掲注29）267頁は、買主が争われた最判昭44・9・11集民96号497頁2、前掲・東京高判平4・3・25（融資を受ける便宜から買受人名義で契約を締結）、売主が争われた東京地判昭54・7・3判時953号93頁（売買契約書の末尾の売主欄に甲代理人と肩書。甲所有土地の他人物売買の趣旨を表す便法として認定）、大阪地判平11・3・12判タ1028号202頁（立退交渉が先行しており、買主に苦情が来ることを避けるために他人の名義を借用）の各判決は、売買契約締結の交渉、売買契約の締結、売買代金の用意、売主に対する支払、登記関係書類の作成等の手続に積極的に関わった者を売主あるいは買主と認める間接事実と挙げていると分析する。

として目的不動産を使用し、維持費等も会社から支払われていたことを、会社を買主と認める間接事実ととらえている³²⁾。他方で、売買代金を出捐した者を直ちに買主であると即断することはできないから、その者と買主名義人との人的関係、その者と買主名義人との間の金銭貸借の有無等に注意する必要があると指摘される³³⁾。④買主が争われるケースについては、買受けの動機・目的も買主認定の間接事実となる³⁴⁾。⑤売買当事者が誰を相手方と考えていたのかも（その認識の根拠となる相手方にそれにふさわしい言動があることを前提に）、売主・買主の認定に際し考慮すべき一つの間接事実となるとされる³⁵⁾。

以上の裁判実務上の売買契約当事者の認定にあたっての考慮事実を眺め渡すと、名義が必ずしも決定打とならないケース（②）のほか、代金の出捐関係や、契約締結後の管理の態様など（③）が、預金者の認定について問題となりうる考慮要素とも符合している点が注目される。他方で、これら考慮要素は、行為者自らを効果当事者とする意思表示の問題であるか、代理における顕名または100条ただし書の事実、本人—代理人（また使者）の間の内部関係の要件事実の問題であるかを、ひとまず措いたうえで（多くが間接事実として）総合判断に供されるものとして示されていることも特徴として挙げうる。本来であれば、例えば、Aとの間で交渉にあっていたのがBであり³⁶⁾、売買契約の効果の帰属主体が争われる場合には、Bは売主本人として行動していたのか甲土地の

32) 司法研修所編・前掲注29) 268頁。この点については、前掲・最判昭44・9・11 集民96号497頁。

33) 司法研修所編・前掲注29) 268頁。この点が争われた裁判例として、最判昭46・11・19 集民104号401頁3、前掲・東京地判昭50・2・18。

34) 司法研修所編・前掲注29) 268頁。前掲・最判昭46・11・19、前掲・東京高判平4・3・25など。

35) 司法研修所編・前掲注29) 268頁。前掲・最判昭44・9・11（売主側がその代表者を単なる個人としてよりも会社の代表者として意識し、同会社に対し売り渡す意思のもとに売買契約を締結した事実を、会社を買主と認定した理由の一つに挙げる）、前掲・大阪地判平11・3・12（買主が、売買契約書上売主と記載されている者ではなく、真の相手方と認識していた者を売主と認定する理由として挙げる）。

36) 山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022）87頁。

所有者 C の使者または代理人として行動していたのかが問題となり、そこでなされた B の一定の行動が代理行為や顕名として認定されうるか、自身を効果帰属主体とする意思表示と認定されうるか、BC 間の代理権授与関係など、代理の各要件に照らして判断されることになる³⁷⁾。

（2）保険契約における当事者の確定

保険契約においても、保険契約申込書や保険証券上で保険契約者として表示されている名義人とは別の者が、保険契約の締結行為（締結行為者）や保険料の出捐（出捐者）、保険証券の保管等の全部または一部をしている場合（管理者）がある。このような場合に、名義人と行為者（など）のいずれが保険契約者としての地位を有するかが問題となることがあり、いわゆる保険契約の当事者の確定問題として知られている。これらの問題は³⁸⁾、多くの場合、生命保険契約に関して、解約権・解約返戻金請求権や保険金受取人変更権などが誰に帰属するかという争いとして現れ³⁹⁾、①実質的な行為者を保険契約者と認めるべきであるとする実質説に立つ裁判例⁴⁰⁾、②名義人を保険契約者と認める

37) 田中豊『紛争類型別 事実認定の考え方と実務〔第2版〕』（民事法研究会、2020）12頁。

同 13 頁は、売買契約の当事者が誰であるかという問題と関連性のある間接事実のうち主要なものの項目を、裁判例に照らしたうえで、①契約締結交渉に具体的にかかわった者は誰か、②代金（手受、内金、残代金）の実際の出捐者または収受者は誰か、③目的物の登記名義の移転（登記手続）または占有の移転（引渡し）に具体的にかかわった者は誰か、④契約締結後目的物の登記名義または占有は誰から誰に移転したか、⑤契約書上の当事者名義または目的物の登記名義を真実の当事者（売主または買主）でなく第三者にする必要性があったか、などを挙げる。

38) 以上につき、山下・前掲注 36) 87 頁。

39) 先駆的かつ包括的な研究として、山下孝之「生命保険契約における当事者確定論」同『生命保険の財産法的側面』（商事法務、2003）121 頁以下。

40) 例えば、大阪高判平 7・7・21 金判 1008 号 25 頁（名義人と、契約手続をし、かつ保険証書及び届出印章を保管し、保険料支払を継続してきた者とが異なる場合、「右支払等をしてきた者が……名義人の代理人等として右行為をしたものと認め得るような事情の無い限り、保険契約者は、……現実には右支払等をなしてきた者であると認めるのが相当」。原審：神戸地尼崎支判平 6・12・6 金判 1008 号 27 頁）など。

べきであるとする形式説に立つ裁判例⁴¹⁾、㉔原則として形式説によるべきであり、これを否定する当事者は実質的保険契約者が名義人でないことを主張立証すべきであるとする裁判例や、㉕一般論を述べず当該事案の諸事情から当該事案についての判断として名義人または行為者を保険契約者と認めるものなどに分かれており、確立した判例法理はないとされる⁴²⁾。保険契約の当事者確定問題についても、預金者の認定の議論を参考に実質説が提唱されることがあるが、保険契約においては、解約権の行使、保険料の請求、保険契約者貸付など保険契約者の権利行使が多様であること、あるいは契約締結時の危険選択やモラル・リスク防止のための契約管理など、一個の契約に多様な法律関係が含まれていることから、銀行預金と同様の基準によるべきではなく、保険者に不明な実質的行為者が保険契約者とされるべきではなく、基本的に形式説に拠るべきであると主張される⁴³⁾。

この問題に関し、簡易生命保険における保険契約者・被保険者・保険金受取人の認定に関し、Xが、保険契約申込書の保険契約者等の氏名欄には親族Z₁の氏名が記載されているが、真実の保険契約者等はX自身であると主張して、国（当時の郵政省）の権利義務を承継したYに対し、生存保険金の支払、保険契約者等の地位の確認を求めるなどした事案に関する東京高判平24・11・14判タ1368号⁴⁴⁾が注目される。同判決は次のように判示している。

「(ア) 本件各保険に係る保険契約申込書の記載をみると、保険契約者の氏名

41) 福岡高判平9・11・27生命保険判例集9巻523頁（「保険料の現実の出捐者や、これに対する保険会社の担当者の知不知のいかんにかかわらず、一律に保険契約申込書や保険証券上の名義人をもってそれぞれ保険契約者等とみるのが相当であり、また、これが通常の当事者の意思解釈にも合致するゆえんである」）など。

42) 山下・前掲注36) 87-88頁および、87頁注84から87に挙げられた各裁判例を参照されたい。各裁判例の簡明な紹介については、王・後掲注44) 93頁。

43) 山下・前掲注36) 88頁。

44) 同判決の評釈として、西原慎治「判批」保険事例研究会レポート270号（2013）10頁、榊素寛「判批」私判リマ48（2014〈下〉）94頁、武内純夫「判批」共済と保険56巻1号（2014）40頁、小林道生「判批」保険事例研究会レポート276号（2014）1頁、王学士「判批」ジュリ1470号（2014）91頁。

欄には補助参加人 Z_1 の氏名が記載されている。しかしながら、その住所欄には、その時点で同補助参加人と住所を異にする X の住所が記載され、それが X 方である旨が付記されている。自らの氏名、住所（生活の本拠）がいずれも上記各記載のとおりであるという人物は、厳密には実在しない。このように、本件は、いわゆる形式説に立つとしても、保険契約申込書に保険契約者として特定の実在の人物が一義的に表示されているとはいえない事案である。

（イ）保険契約者の義務（保険料の払込み）をみると、本件保険①については、契約時に全額が払い込まれているものの、本件保険②については、保険契約者の自宅に來訪してくる集金人に交付する方法により払い込むものとされており、契約成立後相当の期間を経た時期にも、なお、保険料の払込みという簡易生命保険契約の基本的部分に関わる債務を保険契約者が負担していることが予定されている。ところが、本件各保険契約の締結前後の経緯に照らすと、 X としても、 Y の担当職員としても、補助参加人 Z_1 がそのような義務を法的に負担することを予定していたとは解し難い。

実際にも、本件保険②の保険料は、契約時を含めて前後 5 回に分けて、 X がその自宅に來訪してきた集金人に現金を交付する方法によって払い込んでいる。

（ウ）保険料の出捐者をみると、本件各保険の保険料の払込みの際に補助参加人らその他の者が何からの出捐をしたことは主張も立証もされておらず、 X が保険料の出捐者であると認められる。

（エ）以上のとおり、本件各保険に関しては、保険契約申込書の保険契約者の住所欄に記載された住所を生活の本拠とし、その場所において、簡易生命保険契約の勧誘ないし締結、保険料の集金等の用務のために來訪してきた Y の担当職員と応対し、保険契約者がすべき意思表示をし、保険契約者がすべき払込みについて責任を持つ人物が X であることを前提として、一切の手続が何らの支障もなく進められてきたのであって、そのような人物で、しかも保険料の出捐者でもある X をもって保険契約者と認定するのが相当である。」

以上の判決は、形式説と実質説の対立とは別の平面において、効果当事者の指定に関する意思表示の解釈の問題として判断したものと分析しうる。3. で

検討したように、効果当事者となるための意思表示は、必ずしも保険契約書の氏名欄のみをもってなされるわけではない。また、契約書の氏名欄の記載に限っても、それは、様々なコンテキストのもと解釈され得るものであり、同判決で問題となった、氏名欄 Z₁ / 住所欄 X の住所（かつ X 方付記）と記載されていた場合には顕著である。ただし、あり得る複数の解釈のいずれに正当性が認められるかは、当事者間の主観的意思のみならず、契約の締結経緯や、そのような表示に至った原因のほか、保険契約の特性や名義を重視する取引慣行なども考慮されうる。このように考えると、保険契約の当事者確定をめぐる形式説や実質説の対立の意味や、その位置づけについても再考の余地がある。すなわち、保険契約、なかでも簡易生命保険という特質に鑑み、効果当事者たる意思表示の規範的解釈にあたり、いかなる要素を重視すべきであるかをめぐる各考慮要素の重みづけをめぐる対立としての意味を見出し得る。

なお、契約締結過程において、契約の相手方が借用名義であることを知り得た場合など、名義に対する信頼に正当性がない場合⁴⁵⁾には、規範的判断において実質重視に傾きうる。他方、保険募集の過程で、保険募集人が名義人と行為者が食い違っていることを知悉していた場合はどうか。生命保険契約において、保険募集人は保険契約の媒介の代理権しか有しないので、保険募集人の認識を保険者の認識として直ちに同一視できないとされており、このような契約締結補助者の一定の行為や認識など広い意味での帰責性が契約解釈における規範的判断にどのような影響をもたらすかが問題となりえよう⁴⁶⁾。

45) 山城一真「契約の解釈における表示の意義」法教 513 号（2023）15 頁。

46) 山下・前掲注 36) 89 頁は、保険募集人が食い違いにかなり積極的に荷担しているような場合に限り、保険者による形式説の主張が信義則上許されないと解すべきとする。契約締結補助者の違法行為の責任を当該補助者を利用する事業者に転帰する理論として、金山直樹「契約締結補助者の理論」法学研究 88 巻 7 号（2015）2 頁（なお、生命保険外交員の詐欺に関する最判昭 41・10・21 裁判集民事 84 号 703 頁につき、同論文 35 頁）。

5. 「預金者の認定」と効果当事者をめぐる意思表示の解釈

(1) 「客観説」の原型

客観説は、しばしば契約法理からの乖離をもって批判されるが、「自らの出捐により、自己の預金とする意思で、自ら又は使者、代理人を通じて預金契約をした者をもって預金者とする」という基準に示されるように、その出発点においては、むしろ契約法理を基礎に置いていたと言える。時折、客観的な視点から見出される預金原資の出捐者をもって預金者とするという意味で「客観説」と説明されることがあるが、無記名定期預金に関する昭和32年最判の原審である東京高判昭29・5・1民集11巻13号2291頁（以下、「東京高判昭和29年」）が用いていた、本来の「客観」の意味合いは少し異なる。東京高判昭和29年は、客観説の原型をなすものであり、少し長いが以下、引用する。「一般に特別定期預金の預け入れについては銀行は預金者の氏名住所を問うことなく、かつ現金を持参した者がなんびとであるかに関係なく預金する時印章を銀行所定の印鑑用紙に押させ、この者に対し宛名の記載のない特別定期預金証書を発行交付し、銀行の帳簿には右証券の番号が控えられることが認められ、……（略）……特別定期預金は……（略）……二点を除いては一般定期預金とことなるところがなく、預金証券又は印章の紛失盗難等の事故のある場合でも一般定期預金に準じて取扱うべきであるが、実際問題としては無記名であるために事故を申出たものが真正の預金者であるかどうかを確認することが困難であるとし、かかる場合には種々なる資料によって客観的に真正な預金権利者を確定すべきものとされていることが認められる。以上の事実によって考えると、本件のような特別定期預金（無記名定期預金）債権は、……（略）……一種の指名債権であることは否定し得ないところである。しかしここに無記名というのはたんに証書の上に債権者の氏名を表示しないというに止まるものではなく、預金預け入れにあたってはなんびとが預金者であるかその住所氏名等は一切銀行においてこれを問わず、たゞ印鑑だけを届出るものであり、現実金員を持参して預け入れに来た者はいったいだれなのか預け入れ本人なのか代理人なの

か、使者であるのかはたまた機関であるかも、また預金者は個人であるか法人その他の団体であるかなども、一切、銀行ではきかず、銀行はそれについて関り知らぬとする立て前である。従ってたまたま銀行の預け入れ手続取扱い者が、預け入れに來た者をその住所氏名等によって知っていたとしても、この者は本人として預け入れをするのか使者、代理人もしくは機関としてするのか明らかでないから、この預金をもつて直ちに右の者の預金とすることはできないのである。またその届出の印鑑も預け入れ人本人のそれか、使者、代理人もしくは機関のそれかもきかず、銀行においては分らぬ立て前である。しかも……（略）……印鑑表示の者が預金者であるともいえないのである。しかしながらなんびとが預金者であるかということは客観的に定まるのであり、不特定のものではない。銀行はこの客観的に存在する預金者と、その本人、代理人、使者又は機関を通じて預金契約をするのであり、預金債権はこの契約により発生するのであるが、銀行としては……（略）……あくまでその預金契約の相手方が現実にはなんびとであるかは知らぬ立て前をとっているのである。なんびとがこの客観的に存在する預金者かということは各場合の事情によって異なるであろうけれども、これを一般的にいえば特別の事情なきかぎり、現に自らの出捐により銀行に対し本人自ら又は使者代理人機関等を通じて預金契約をした者というの外はない」。また、結論部分においては、「以上のような特別定期預金の性質にかんがみ、本件においてなんびとが預金者であるかを考えると、すでに前認定のとおり本件の預金にあてた金員を出捐したのはXであり、Xは自己の預金をする趣旨でこれをAに委託し、AはXの使者又は代理人としてYと預金契約をしたものであり、預け入れの直後その預金証書をXに交付し、Xは現にこれを保管しているのであつて、本件の預金者はXであると認めざるを得ない。右預け入れの際Aが自己の印鑑を用いたことは前認定のとおりであるが、Aが特にXの金員を横領するために自己の預金をしたものと見るべきものがない以上、このことはなんらXが預金契約上の主体であることを否定せしめるものではない。」（下線は引用者による）

以上の判示をみると、無記名定期預金においては、預金行為をした者が、預

金名義などの形で明確に効果帰属先について意思表示を行う契機を欠いているとしても、預金債権が指名債権である以上、（たとえ銀行が預金者をあずかり知らない「立て前」であるとしても）、「本人、代理人、使者又は機関を通じて」効果当事者と指定される預金者が必ず客観的に存在する筈であるというのである。そして無記名定期預金においては、預金名義などによる効果帰属先の表示とそれに対する相手方の認識の契機がない以上、誰が自ら預金者になる意思があったのか（あるいは権限授与したのか）、預金行為者に代理人に代理意思があったのかをもってして、効果帰属先を確定するほかない。そして、もし代理人が横領するために預金した場合には、そこにはもはや代理意思はないため、（自ら預金者になる意思があったという意味での）出捐者を預金契約の効果帰属先とする余地はない。これら昭和29年東京高判の判旨は、ほぼそのまま昭和48年最判に引き継がれた。

また、これまで不動産売買と保険契約における当事者確定を見てきたが、ここでは必ずしも契約書などにおける名義が決定打とはならないケースを見て取ることができた。名義が決定打となりえない背景は事案ごとに様々であるが、当該取引類型をめぐる名義に関する慣行や重要性などは、効果当事者をめぐる意思表示の規範的解釈に大きく作用しうる。そして、記名式定期預金における預金名義は少なくとも昭和年間の最判においては、この規範的解釈において、大きな意味づけを与えられてこなかったと言える。

以上みてきたところによると、「客観説」それ自体は、少なくともその原型においては、大きく一般的な契約法理から乖離するという発想に基づいたものではなかった。ただ、効果当事者をめぐる意思表示の解釈にあたって、表示の客観的意味や相手方の認識に対し、預金者側の内部的法律関係に偏した規範的判断（および、そのなかでの利益衡量）がなされてきた点については、客観説への批判はなおも汲むべきところがある。また、預金者の認定を、たとえ効果当事者をめぐる意思表示の解釈問題と再定位したうえでも、判例法理がその結論を導くにあたり、代理や使者といった理論構成や、そこで必要とされる（顕名といった）要件の認定を曖昧にしてきた点は、契約法理からの逸脱を強く印象

付ける要因となっていた。しかし、これらの点は、不動産売買における契約当事者の確定をめぐる裁判例の傾向とも共通する側面があった。

(2) 2つの平成15年最判の位置づけ

それでは、2つの平成15年最判によって示された、④口座開設者、⑤口座名義、⑥口座の管理、⑦金銭の帰属という考慮要素をどのように捉えるべきか。以上のように、「客観説」に立つ昭和年間の判例法理は必ずしも契約当事者確定法理を無視するものではないとすれば、平成15年最判もまた、一般的な契約当事者確定法理から大きく外れるものではない。ただ、それまでの判例法理で必ずしも力点が置かれていなかった④口座開設者や⑤口座名義を打ち出した点に、その特徴がある。⑦金銭の帰属は、これまでの判例法理が「出捐」と表現してきたものを法的に表現したものである⁴⁷⁾（なお、昭和29年東京高判においては、「出捐」は単に原資を拠出するという意味のみならず、自らの預金とする意思があることを示す要素としても用いられていた）。口座の管理は、契約当事者を回顧的に判断する間接事実たりうることは⁴⁸⁾、不動産売買における契約当事者の確定の裁判例の分析においても指摘されていた。

そうすると、2つの平成15年最判は一般的な契約法理に回帰したというよりもむしろ、「預金者の認定」に関する客観説の判例を含む、従来の判例ないし裁判例が行ってきた、間接事実型の事実認定と総合考慮を活用した契約当事者確定の手法の延長線上にあるということも可能である。

なお、さきにも指摘したとおり、平成15年最判を含む、一連の契約当事者確定の判例ないし裁判例について、個々の間接事実や考慮要素が、本人による契約、代理人による契約のいかなる要件に関するものであるのかが明らかにされないまま、総合考慮に供されている点を特徴として指摘しうる。この点も相俟って、これら運用が契約法理との乖離の印象を持たせる要因になった。この

47) 潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属（下）」金法1685号（2003）43頁、片山・前掲注2）88頁。

48) 森田・前掲注12）84頁。

ことには、（本稿が支持する理解とは異なる立場であるが）代理行為と顕名の法律要件はそれぞれ可分の事実であり、代理行為としての意思表示（＝顕名）と、本人自らが効果当事者となる意思表示を同質と捉える考え⁴⁹⁾が背景としてあるのかもしれない。これによれば、顕名を伴わない代理行為のみが主張された場合には、代理人と相手方との間の、（代理人を効果当事者とする）契約の成立が基礎づけられるという。この考えにおいては、行為者を効果当事者とする（通常の）契約と、他人に効果転帰する（代理による）契約を分けるのは、代理権と顕名のみであり、代理意思ないし効果転帰意思は問題にならず、一定の名義などの表示が、誰を効果帰属先を示すものとして解釈されるかだけを問題とすればよい。そのため、行為者を効果当事者とする（通常の）契約と、他人に効果転帰する（代理による）契約の認定は同一平面において、連続するものとして検討される（顕名と解釈されなければ、行為者自身の契約である、とされる）⁵⁰⁾。

（3）客観説の位相

客観説と平成 15 年最判ともに、一般的な契約当事者の確定法理の枠内で捉えることができるとしても、学説や裁判例の受け止め方は様々であり、実際のところ、昭和 32 年最判において客観説が打ち出されて以降、「客観説」が持つ意味は変質していった。以下、客観説をめぐる理論的関心の変遷と取引環境の変化をごく簡単に概観しておこう。

当初は、商法学説からの支持とともに、利益衡量の観点から出捐者を保護する柔軟な法理としての位置づけを獲得するに至った⁵¹⁾。記名式定期預金について客観説が定着したことと同期して、預金担保貸付事例などにおける民法 478 条類推適用法理の拡張傾向が強まり、478 条類推と機能的に組み合わせ、

49) 村田渉＝山野目章夫編著『要件事実論 30 講〔第 4 版〕』（弘文堂、2018）290 頁以下〔村上正敏〕。

50) 以上につき、山城・前掲注 16) 168 頁以下および注 9 も参照。

51) 前田・前掲注 7) 82 頁。

結果の妥当性を確保する複合的法理としての客観説の像が示されるに至った⁵²⁾。また、金銭の騙取金に関する最判昭49・9・26民集第28巻6号1243頁とも関連づけられつつ、金銭の占有＝所有ドグマ（最判昭39・1・24判時365号26頁）によって阻まれる物権的返還請求権を、「契約当事者」ないし「預金債権者」に仮託して、実質的な金銭の価値返還請求権として実現する法理としての客観説の像も現れた⁵³⁾。この延長線上にあるのが、物権的救済をもたらす信託とオールタナティブな救済法理としての客観説という視点である⁵⁴⁾。そして、実際に最判平成14・1・17民集56巻1号20頁は、預金口座で管理される公共工事について、信託の成立を認めたものであるし、前掲・最判平15・6・12の補足意見においては信託の成立可能性について検討がなされた。なお、前掲・最判平8・4・26の誤振込の事案を機に、預金者の認定は、広く預金口座開設後における預金債権の帰属を含めて、責任財産の帰属にかかわる問題としても認識される傾向が強まった。2つの平成15年最判は、預金債権が誰の責任財産として帰属するかが問題となったものであり、信託法理や間屋法理などとの比較のもと、客観説の倒産隔離機能も注目されるに至った⁵⁵⁾。

他方、客観説は、無記名定期預金という特殊な預金についての特殊法理であるという理解から、その射程については常に疑問が投げかけられてきた。とりわけ、前掲・最判平8・4・26以降、流動性のある普通預金については、「出捐」という概念が馴染まないため、客観説は妥当しないことが強く主張されるようになった。また、本人確認保護法の施行後（現在の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」）には、金融機関が誰の預金であるかについて格別利害関係

52) 中舎寛樹『表見法理の帰責構造』（日本評論社、2014）481頁以下。

53) 星野英一「いわゆる『預金担保貸付』の法律問題—法律解釈方法論と関連させつつ—」『民法論集 第7巻』（1989）184頁。

54) 道垣内弘人「最近信託法判例批評（9）」金法1600号（2001）84頁。

55) この点については、潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属（上）（下）」金法1683号（2003）39頁以下、金法1685号（2003）43頁以下。また、岩藤美智子「他人のために所持する金銭を原資とする専用口座預金—預金者の認定と預金者の責任財産への預金債権の帰属」NBL785号（2004）42頁以下。

を持たないという客観説の根拠が切り崩されたため、もはや客観説を維持することはできないとの主張も有力になされている⁵⁶⁾。これら主張によれば、2つの平成15年最判は、特殊法理である客観説に依拠した判例を実質的に変更し、一般的な契約法理に回帰した判例であるという見方に傾く。

（4）平成15年最判を経た「預金者の認定」をめぐる裁判例の傾向

それでは、現在の裁判例は、2つの平成15年最判をどのように受け止めて、運用しているのだろうか。2つの平成15年最判の後の注目すべき傾向として、旅行費用の管理口座について信託の成立を認めたものがある⁵⁷⁾。また、東京高判平27・9・9金判1492号38頁⁵⁸⁾は、「普通預金は、流動性のある口座内の預金全部が常に1個の預金債権を構成するものであるところ、このような普通預金の性質上、本件口座への預入金は、その名義人であるXの預金債権であると解するのが相当である。こう解さなければ、金融機関であるYは、普通預金の個々の預入行為につき、これらが預金契約者の意思に基づくか否かに注意を払うことを要し、日常業務に支障を来すなど、かえって被控訴人に不利益な結果を招きかねない」として、普通預金の性質から端的に名義人への預金債権の帰属を認めた。

このほかの裁判例は、概ね平成15年最判の4つの考慮要素を踏襲する傾向が見られる。ただし、預金名義人を預金者とするか、（預金名義人・預金行為者以外の）預金原資の拠出者を預金者と認定するか、裁判例ごとに結論が分かれ

56) 近年のものとして、田中夏樹「預金制度の変化と預金契約の当事者確定—利害関係の変容を通じた検討—」日本法学83巻2号（2017）85頁。

57) 東京地判平成24・6・15判時2166号73頁。また、北居功「預金の帰属」法学セミナー699号（2013）107頁以下も参照。

58) 口座開設者（㉑）および口座名義（㉒）はXであり、Xの運転免許証により本人確認が行われていた。Aが本件通帳等は自分が預かると言い、Xはこれに従い、Y職員Cの面前で、届出印をAに預け、本件口座の通帳は、口座開設後、残高0円の状態で、CからAに直接交付され、Aはこれを自ら保管した（㉓）。複数回のAらによる入出金は、Xが知らない間にXの関与なくなされたものであった（㉔）。

ている。

東京地判平 28・6・10 金法 2061 号 87 頁⁵⁹⁾ は、Y が平成 9 年に口座開設し (a)、通帳、印鑑およびキャッシュカードを平成 21 年まで管理し (c)、入金手続は一部を除くと Y が全てしており、X が自ら出捐した入金は全くない (d)、X 名義の預金口座 (b) につき、「Y が X の法定代理人の立場から本件口座の開設手続を執ったこと」の確認は見当たらない……（本人確認法が）施行された平成 15 年よりも相当前のことであることに鑑みれば、本件口座が原告名義で開設されたとしても、借名口座である余地は十分にある……（最判平 8・4・26）は、受取人と銀行との間で普通預金口座が開設されていることを前提とする事案についてのものであって、事案を異にし、本件に適当でない」としたうえで、口座開設者や管理状況、入出金の原資、開設時の印鑑などに照らし、「本件口座は、主として、X の教育等のために使う資金を預け入れて管理するとともに、B から Y への送金（X の教育等のために使う資金）の受け口とする趣旨で、X の名義を使って開設された Y の借名口座である疑いが濃厚にあるといえ」とした。同判決は、契約解釈の観点から、預金名義に関わらず、借用名義などについて、2 つの平成 15 年最判による考慮要素を踏まえて例外的な預金口座の保有者を確定したものである（X から Y に対する不当利得返還訴訟であり、X が贈与の趣旨で入金したという Y の主張は排斥されている）。

東京地判令和 5・7・18 金判 1681 号 38 頁（以下、「令和 5 年東京地判」）は、親である X（後見人として弁護士 Z が選任されている）が、子である Y に対し、

59) 金法 2061 号 87 頁の匿名解説は、無記名定期預金の廃止、本人確認法の施行やマネーローンダリングの防止の徹底などの取引環境に言及しつつ、「現在においては、預金者以外の預金債権が誰を預金者として成立したかという問題は、預金契約の解釈問題として解決すれば足りる問題であって、原則的には、預金口座の名義人を預金者と認定すべきものではないかと解されるところである。もとより、契約の解釈問題であるので、一般的、形式的に名義人を預金者として認定することで問題がないというわけではなく、契約の解釈基準を踏まえた個別的、実質的な認定判断の結果として、名義人以外の者、例えば、当該預金の出捐者を預金者として認定する、換言すれば、出捐者が名義人の名前を借用して預金契約を締結した預金として認定し得る場合もないわけではない」と述べる。

Y が A 銀行 B 支店に開設された X 名義の普通預金口座などから合計 750 万円を出金したとして、不当利得返還請求を求めたことに対し、反訴として Y から X に対する預金口座の預金者の確認が求められた事案に関するものである。同判決は、①「本件各預金口座は、Y による取引に便宜な箇所で開催され」、②「その取引内容も Y のためのものが大半を占め……他の入金……単発的・便宜的に入金されたものとみても説明できないものとはいえない」、③「取引明細書……は、X 名義での預金口座である以上、X 住所に送付されることから当然に X の預金であるとまではいえない」として、④「本件各預金口座の預金者は、その名義に関わらず Y であるものと認められる」とする。判旨としては、④の預金名義（b [預金名義]）が X であるにもかかわらず、①本件各預金口座が Y の取引に便宜な箇所で開催され（a [口座開設者]）、②その取引の殆どが Y のためのものである（d [金銭の帰属]）ことからすると、本件各預金口座の預金者は Y であり、②一部、単発的・便宜的な X のための入金があり（d [金銭の帰属]）、③取引明細書の送付先が X であること（c [口座の管理]）をもってしても、この点は覆らない、として、預金者が Y であることを認定した⁶⁰⁾。

これらに対し、東京高判令和元・9・18 金判 1582 号 40 頁（以下、「令和元年東京高判」という）は、極めて特徴的な判断をしている。同判決は、X が Y 銀行に開設された A 社名義の普通預金口座にかかる普通預金債権につき差押命令および転付命令を申立て、その発令を受けたが、Y 銀行が払戻しに応じず、

60) 本判決は、積極的に口座開設者（a）が Y であると述べられておらず（①）や、Y による口座管理の認定（c）にとつての消極要素（③）を指摘するにとどめている。これは、主には Y の供述に依拠することから慎重な書きぶりに終始していると推測される。実質的には、Y は手続の便宜のために勤務先近くの a 支店で本件各預金口座を開設し（a）、本件預金口座には通帳や登録印鑑はなく、Y はキャッシュカードの現物を保持し、必要な暗証番号を管理していた（b）として、a①b②cいずれの要素についても積極要素として捉えているものとみられる。本判決についての評釈として、新井剛「判批」新・判例速報 Watch2024 年 4 月（2024）67 頁以下、黒田直行「本件判批」JA 金融法務 647 号（2024）60 頁。

本件普通預金債権について債権者不確知を理由に預金等を供託したことから、XがY銀行に損害賠償請求をし、Z社（会長はB）が自らが普通預金債権の債権者であると主張して独立当事者参加をし、供託金還付請求権を有することの確認を求めた事案に関するものであり、一審判決（東京地判平31・2・27金判1582号46頁）を補正するかたちで、次のように判示している。普通預金には流動性があるため、定期預金のように出捐者によって直ちに預金者が定まるわけではないため、「当該普通預金口座を開設した主体や経緯、預金通帳や銀行届出印の管理の状況、その後の入出金を行っていた主体や経緯などの諸般の事情を総合的に考慮した上で、預金者を認定すべきである」として2つの平成15年最判を引用する。そのうえで、①本件普通預金口座は、口座名義人はAであるが（㉞）、Bの依頼に基づいてAが開設手続をしたものであり（㉠）、「開設の目的は、BがC大学において行う寄付研究のための寄付金」をC大学に送金し、経費を保管するためであり、「②BとAの間では、本件業務委託契約に定める報酬を上記の寄附金及び経費に充てることとし、本件普通預金口座には、Zから上記寄附金及び経費に充てる資金として7500万円がふりこまれることが合意されていたこと、③Bは、Aから、本件普通預金口座の入出金について、Bの裁量ないし判断においてこれを行うことができる旨の委任を受けていたこと、④本件普通預金口座の預金通帳及び銀行届出印は、同口座の開設直後から、Aの了解の下にBが保管していること、⑤本件普通預金口座にその開設に当たって預け入れられた1000円はAが負担したものであるが、その後に入金された7500万円はZが振込送金したもので、その資金はZが負担しており、他に預入れ又は払戻しがされたことはなかったこと、⑥Bは、本件普通預金口座の開設から同口座へのZからの7500万円の振込送金がされた時期において、Zの会長として実質的にその運営を掌握していたことが認められる。これらの事情を総合的に考慮すれば、本件普通預金口座の預金者はZであって、Aではないと認められる」。そして、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合についての最判平8・4・26と、一定の法律関係がある本件とは事案が異なるとしたうえで、口座開設時にA

によって入金された 1000 円はその後送金された 7500 万円と比較すればきわめて少額であるので、1000 円を含めて Z に帰属すると判断した。

預金原資 (④) の考慮のあり方は、一様ではない。普通預金口座の特性に鑑みれば、口座開設時点で預金債権の帰属者が確定されるべきであり、口座開設時点における入金にかかる預金原資の帰属こそが決定的であるという見方もありうる (βアプローチ)。これに対し、預金取引の全体を観察して、その間の複数の入金のうち主たる原資の帰属を捉えて、総合考慮のなかで判断するというアプローチがありうる (αアプローチ)⁶¹⁾。令和元年東京高判は、口座開設時に入金した 1000 円ではなく、その後に入金された圧倒的に多額である 7500 万円の原資が誰に帰属するかを重視するアプローチを採用した。先に紹介した令和 5 年東京地判では、さらに進んで、入金額のみならず、入金頻度も勘案して、その大半が Y に帰属すべき金員の入金であったとして、預金原資の性質 (④) につき、預金者が Y であるという判断に積極的に働く考慮要素として取り上げている。

他方、βアプローチを採る場合、口座開設時点において、A による預金原資 1000 円の入金にもかかわらず、預金者が Z であると説明することには工夫を要する。令和元年東京高判は、口座開設の目的 (①) や出捐者との間の合意 (②③) など当事者の主観的事情や内部関係に関する詳細な認定にみられるように、口座の管理 (⑤) に傾斜した判断がなされたものと分析することも可能であろう⁶²⁾。

6. おわりに

本稿の分析によれば、本来、いわゆる「預金者の認定」問題における客観説は、判例ないし裁判例で運用されている（代理法理の適用を含めた）効果当事者の確定法理における総合考慮の延長線上にあるものであった。そこには、顕名

61) 高秀成「判批：令和元年東京高判」新・判例解説 Watch2021 年 4 月（2024）102 頁。

62) 白石大「本件判批」金法 2145 号（2020）14 頁。

ないし効果当事者をめぐる意思表示についての規範的解釈が介在していると考えられる⁶³⁾。また、代理や使用者を通じて、預金口座の開設者や預金名義人とは別の主体（本人）への効果帰属が認められるには、当然のことながら本人自らが預金者となる意思を有しつつ代理権授与したか、使用者を選任したことが必要となる。判例の説いてきた「出捐」とは、預金の原資の出処のみならず、このような本人自ら効果帰属主体となる意思の有無や、（代理人や使用者たるべき）預金行為者との間の内部関係を広く包摂する概念であった。他方で、預金行為者が原資を横領する意図で預金した場合には、同人に代理意思はなく、もはや本人に効果帰属しないこととなる。

以上のように客観説は、いわば契約法理の適用の結果であるともいえるのであるが、無記名定期預金の特殊性や、記名式定期預金における（当時の）取引運用を根拠に、預金者側（本人—代理人ないし使用者）の内部関係に偏した契約解釈がなされた結果、利益衡量に基づく、契約法理から乖離した特殊法理であるとの批判を招いた。その一方で、金銭の価値所有権を実質的に保護する側面や、預金債権があるべき主体の責任財産を構成するための矯正秩序としての側面への評価もあった。ただし、普通預金口座への誤振込み事例（前掲・最判平8・4・26）との比較からもわかるように、客観説はあくまで（代理や使用者などの）契約当事者の確定法理の延長線上にあることから、出捐者—預金行為者との間に一定の内部関係があることが前提となり、それが限界となる。そのため、客観説は、救済法理としては、（効果当事者にかかる意思表示を柔軟に解釈する、あるいは顕名要件を緩和することなどにより）金銭の価値に関する（出捐者—預金行為者間の）内部的帰属割当合意の効果の物権的な対外効を付与する様相を呈する⁶⁴⁾。

このように客観説が（効果当事者をめぐる意思表示の規範的解釈を通じた）当

63) 本稿の問題関心から、田中夏樹『『他人の番号の下での行為』の類型化の契約当事者の確定—番号と氏名の機能比較を通じた検討—』日本法学 90 巻 2 号（2024）37 頁以下における「類型甲」の検討が注目される。

64) 高・前掲注 4) 254 頁以下。

事者確定法理の延長線上にあるとすれば、その規範的判断やそこでの各考慮要素の重みづけが、（本人確認法施行などの取引環境の変化に伴い）変化するとしても、その本質が失われるわけではない。2つの平成15年最判で示された4つの考慮も、客観説の枠内で捉えることが可能であろう。しかし、客観説は本来有していた契約当事者確定に関する解釈準則である側面とともに、（その解釈の融通無碍さと、預金契約の特殊性の認識に起因した）学説の受け止め方によって醸成された物権的な救済法理としての側面を併有するに至っている。平成15年最判以後の裁判例は、4つの考慮要素を援用しつつも、これら2つの側面をそれぞれで体现しているように思われる。一つには、借用名義事案のように、預金行為者（a）と口座管理者（c）と預金原資の出処（d）が一致している場合に、口座名義を通じた効果当事者にかかる意思表示の解釈に際しての考慮要素として捉えるものである（前掲・東京地判平27・9・9、令和5年東京地判）。もう一つには、預金行為者（a）と預金名義人（b）が一致するにもかかわらず、口座の管理態様（c）と預金原資の出処（d）を考慮して預金債権の帰属先を認める例外則を許容するものとして、考慮要素を捉えるものである（令和元年東京高判）。このように捉える場合、預金行為者（a）と預金名義人（b）によって原則的な預金者を確定しつつ、口座の管理（c）と預金原資（d）を考慮した例外則を許容する法理として、2つの平成15年最判を位置づけることができよう（同時にc④はaまたはbを補強する間接事実ともなりうる）。

判例がかつて打ち出した客観説は、学説による様々な再解釈を被り、それ自体、例外則や救済法理としての位置づけが付与されるとともに、取引環境の変化や最高裁判決の変遷、裁判例の蓄積のなかで、いまなお財貨帰属秩序に関する法形成の一角を占めている。しばしば、判例は「特段の事情」構成などを用いることによって、様々な場面で既存の（実体法上ないし判例法上の）法規範の修正を試みようとする。このような「特段の事情」構成は、原則と例外という枠組みに則った、抽象的・形式的正義（＝衡平）と、具体的正義・妥当性（＝衡平）の調整の試みである。判例法理の展開は、原則に対する例外則、さらなる例外則が生成を伴い、これらは絶え間ない法形成の動態として認識されう

る⁶⁵⁾。現在では、かつての客観説を正面から支持する見解をみかけることは少なくなった。その一方で、客観説の本質と機能を捉えつつ、2つの平成15年最判を新客観説として定位する見解⁶⁶⁾は、判例法理が織りなす法秩序の重層構造と漸次的な発展を見据えている。

65) 片山直也「法典と一般的法原則—法秩序の重層構造と動態的法形成」岩谷十郎＝片山直也＝北居功編『法典とは何か』（慶應義塾大学出版会、2014年）74-75頁。

66) 片山・前掲注2）14頁は、判例における預金の帰属の認定基準は次の2つの準則に収斂させることが可能という。基準①「金銭委託の趣旨から委託者に金銭（実質的な原資）は、受託者が交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、委託者に当該預金債権が帰属すると解する」。基準②「金銭委託の趣旨から受託者に金銭（実質的な原資）が帰属すると判断される場合には、受託者委託者の代理人であることを示した預金契約を締結しているなどの特段の事情の無い限り、受託者に当該預金の預金債権が帰属すると解する」。基準①は従来の客観説の充足であり、平成15年最判は、その射程を明確にしつつ、新たに基準②を付け加えたと評価することができ、基準①と基準②を併せて「新客観説」と呼ぶことが可能であるとする。